

名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、日常生活用具の給付を取り扱うことができる業者（以下「取扱業者」という。）の登録方法について、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 取扱業者としての登録を受けようとする者は、高齢者日常生活用具取扱業者登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長あて提出しなければならない。

（登録資格）

第3条 取扱業者としての登録ができる者は、次の各号のすべての要件を満たす業者とする。ただし、介護保険制度における指定福祉用具貸与事業者としてすでに認定されており、なおかつ名古屋市内にその本店、支店、ショールーム等の営業所を有している者は、取扱業者としての登録ができるものとする。

- (1) 一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する「シルバーマーク制度」において、福祉用具レンタルサービスにおける「シルバーマーク」の認定を受け、かつ名古屋市内にその本店、支店、ショールーム等の営業所を有していること、又は福祉用具販売サービスにおける「シルバーマーク」の認定を受けている店舗を名古屋市内に有していること、又は名古屋市指名競争入札参加資格審査で適格と認定されたもの若しくは公的証明等により入札参加資格と同等の適格性を有すると認められるもののうち、名古屋市内にその本店、支店、ショールーム等の営業所を有すること。
- (2) 市内全域の高齢者の日常生活用具の給付等に関し、迅速に対応できる体制が整っていること。
- (3) 日常生活用具について専門的知識を有し、その選定又は故障等に関し適切な相談等を行う者が常時いること。
- (4) 要綱に規定する基準表の種目について良質な用具を安定的に供給できること。

2 前項の規定にかかわらず、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらのものと密接な関係を有している者（以下「暴力団等」という。）は、取扱業者としての登録ができない。

（登録の審査及び決定）

第4条 市長は、第2条に規定する申請書の提出を受けたときは、第3条に規定する登録資格について調査を行い、取扱業者としての登録について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録が適当であると決定をした場合は、高齢者日常生活用具取扱業者登録（決定・変更）通知書（第2号様式）により申請者あて通知するものとする。

（登録の有効期間）

第5条 前条に規定する登録通知を受けた者の取扱業者としての登録の有効期間は、登録日から登録日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 取扱業者は、前項に規定する登録の有効期間満了後も取扱業者としての登録を希望する場合は、有効期間満了日の1ヶ月前から10日前までの間に第2条に規定する申請書を市長あて提出しなければならない。

3 前項の申請を受理した市長は、第4条の規定に準じて決定し、通知するものとする。

（登録内容の変更及び登録の解除）

第6条 取扱業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ただちに届出書（第3号様式）により市長に届出なければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
- (2) 日常生活用具の給付を取り扱うことができなくなったとき。

2 市長は、前項の届に基づき登録内容の変更を認めるときは高齢者日常生活用具取扱業者登録（決定・変更）通知書により、登録の解除が適当と認めるときは高齢者日常生活用具取扱業者登録（解除・取消）通知書（第4号様式）により、取扱業者あて通知するものとする。

（登録の取消）

第7条 市長は、取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の事項を記載し、詐欺その他不正行為があったとき。
- (2) 申請書の遵守事項を遵守しないとき。
- (3) 第3条第2項に規定する暴力団等に該当することが判明したとき。

2 市長は、前項による登録の取り消しを行う場合は、高齢者日常生活用具取扱業者登録（解除・取消）通知書により取扱業者に通知するものとする。

（台帳の整備）

第8条 市長は、登録業者の状況を明確にするため、高齢者日常生活用具取扱業者登録台帳を整備し、すみやかに社会福祉事務所長あて送付するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、取扱業者の登録に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成5年度末現在、高齢者の日常生活用具の製作及び販売に関し、名古屋市と契約を締結していた者については、その契約種目についてのみ取扱業者として登録ができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年3月23日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて登録の決定を受けている取扱業者の登録の有効期間については、この要綱による改正後の名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱の規定にかかわらず、登録内容の変更、登録の解除又は取消が行われるまでの間、旧要綱の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて登録の決定を受けている取扱業者は、この要綱による改正後の名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱の規定にかかわらず、登録できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定に基づいて登録の決定を受けている取扱業者は、既に提出した高齢者日常生活用具取扱業者登録申請書および既に通知された高齢者日常生活用具取扱業者登録決定通知書もしくは高齢者日常生活用具取扱業者登録変更通知書に関わらず、この要綱の改正後の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年１月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。